

九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年11月29日)

開催日及び場所		令和4年9月16日(金曜日) 熊本地方合同庁舎 A棟1階 共用会議室			
委員		福西 武夫(弁護士) 谷本 たまみ(税理士) 田川 里美(ジャーナリスト)			
審議対象期間		令和4年4月1日～令和4年6月30日			
審議対象案件		201件 うち、1者応札案件46件 契約の相手方が公益法人等の案件2件			
抽出案件		7件 うち、1者応札案件4件 (抽出率3.5%) (抽出率8.7%) 契約の相手方が公益法人等の案件2件 (抽出率0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		3件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		0件
			工事希望型競争		0件
			その他の指名競争		0件
		随意契約		0件	
	業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争		0件
			簡易公募型競争		0件
			その他の指名競争		0件
		随意契約	公募型プロポーザル		0件
			簡易公募型プロポーザル		0件
			標準型プロポーザル		0件
			その他の随意契約		0件
		物品・役務等	一般競争		2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
			指名競争		0件
	随意契約(企画競争・公募)		0件		
随意契約(その他)			0件		
(特記事項)					

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>1. 令和4年度第1・四半期入札方式別 発注状況について</p> <p>意見・質問なし</p>	
	<p>2. 抽出工事及び業務並びに物品・役務等 契約について (1) 抽出工事</p> <p>①令和3年度大淀川右岸国営施設機能保全事 業天神ダム小水力発電施設付帯工工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、簡略化した入札方式で行ったにも 係わらず、1者しか入札に参加しなかつ た理由はこういったところか。 ・落札したA社はダムの建設業者か。 ・入札方式を簡略化した成果により、今回 は1者の応札があったとの考えもでき るのか。 ・応札できるような業者の実力の底上げと かの支援はあるか。 ・小水力発電所の電力供給量はどのくらい になるのか。 ・電気を売るとか。 ・小水力発電施設の整備は今後も進めてい くのか。 ・事業費を何年くらいで回収するといった 見通しはあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回入札説明書をダウンロードした 会社は10者おり、その会社に確認 したところ、「他の工事を受注した ため、技術者の確保が困難となつた 」、「工事内容が得意としている分 野と相違があつた。」との回答であ つた。 ・ダムの建設業者ではない。 ・企業実績重視型は、競争参加しやす いことから一定の成果はあると考 えている。 ・必要な資格等級がないと参加できな いため、まずは実績を積んでもら うことが重要であり、金額の小さな工 事を事業所で発注する等の工夫をし ている。 ・整備する施設の規格としては、最大 出力が107kWとなる。 ・余った電力は電力会社に売電するこ とになる。 ・近年、電力料金が高騰しているので 自分で発電するニーズは高まってい くと考えられる。 ・小水力発電施設の耐用年数を20年と 設定して、その20年間で投資を回収 できるかの計算をしており、この施 設は見合う効果があるものとして実 施している。

	<p>②令和3年度玉名横島海岸保全事業 消波施設基礎設置(菊池工区2)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、予定価格超過が2社でているが、どのような理由が考えられるか。 ・近年の物価高の影響はないのか。 ・今回、企業評価に差が出ているのは、賃上げの実施を表明したところだと思われるが、企業評価の結果は、他の業者向けに公表することはあるのか。 ・今回、賃上げの実施により落札した件数がある程度あるのであれば、その情報をフィードバックすることにより、賃上げを促すことに繋がるのではと思うので、そのあたりも検討いただき、好循環が生まれれば良いと考えている。これは、要望である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この工事は、台船を使って石を置くもので、船の運転日数を長く設定したために超過したと想定している。 ・単価自体は、その時点のもので積算されて落札しているので、物価上昇により超過しているとは考えていない。 ・落札決定後に入札執行調書（①企業評価の合計点、②技術者評価の合計点、③入札額）を公表しているが、企業評価及び技術者評価の点数の内訳までは公表していない。 ・毎年4月頃に九州農政局の契約方式毎の評価内容について説明会を実施しており、賃上げに関しても説明したところである。業者が執行調書を確認すると賃上げの表明をすることによって落札の可能性があがるのがわかるので、賃上げに取り組んでもらうことを期待している。
	<p>③令和3年度川南原国営施設応急対策事業 主要幹線用水路補修(その2)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札方式に「企業実績重視型」（見積活用方式）とあるが、これは特殊なものか。 ・今回は入札金額が低いから落札者となったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積活用方式は、業者に見積もりを提出してもらい、その妥当性が確認できれば予定価格に反映して契約する入札方式である。入札不調不落対策として、一般的に活用している。 ・入札執行調書のとおり、企業評価の評価点が1者以外同じであったことから、入札額が低い者が落札者となっている。

	<p>(2) 抽出業務</p> <p>①令和4年度筑後川下流右岸農地防災事業 現場技術（その1）業務</p> <p>事前質問</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号12～15の（現場技術業務）4件は、一つの業務を4分割して発注したのだと思うが、なぜ重複せずに全て1社応札となったと考えるか。 これまでも同様の質問をし、「偶然だ」という回答であったが、番号8～9、番号17～19でもその「偶然」が発生している。 また、こうした「業者による事前の話し合い」が疑われないような発注の在り方を検討すべきだと考えるが、他の農政局などに参考となるような事例はないか。 <p>これらを解消するため、例えば、JVなど複数社でチームを組んで入札してもらう等の工夫についても申し上げてきたが、他の農政局で工夫しているよい事例がないかと思ひ質問した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の現場技術（その2）業務、（その3）業務、（その4）業務について、業務の内容はほぼ同じか。 例えば、（その2）業務を落札した業者は（その3）業務、（その4）業務も対応できるのか。 その場合、なぜ（その2）業務のみに応札したのか疑義が生じる。 話し合いがあったのではないかと推測される可能性があるため、そのようなことが無くせないかとのお願いである。 例えば、（その2）業務の落札者に、何故（その3）業務や（その4）業務を選定しなかったのか聞けないのか。そのようなヒアリングは行っていないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回は、一者応札となっているが、公告資料のダウンロード数については、5～6者となっており、興味は持たれているところである。 一者応札については、我々も改善できないか検討している。 現場技術業務においては、「技術員の不足」、「業務内容に得手・不得手がある」、「もう少し早ければ人員確保がしやすい」との意見があったことから、早期公告等の取組を実施してきている。また、新たな取り組みとして「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく市場化テストを活用した複数年契約での発注や、一括審査方式の導入をR3年度から実施している。 他の農政局も同様の取り組みを進めており、市場化テストの導入については、一者応札が減少傾向にあると聞いている。 内容は工事の積算施工、工事監督なので基本的には同じだが、場所によって工事に関する協議相手や内容、問題等は変わってくる。 技術者がいれば基本的に対応可能と思われる。 国債による複数年契約も予定しており、どのような効果がでるかまだ判らないが、今後も競争性が高まるような取組を行っていきたいと思う。 一者応札の場合、公告資料をダウンロードした業者等に入札しなかった理由を確認することはあるが、落札者にその業務に入札した理由までは確認していない。
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> 業者によっては、他の事業所の業務も落札しているケースがある。同じ事業所の業務を落札した方が効率的ではないかとも考えられるので、選定した理由を確認しても良いのではないと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご提案は、ヒアリング対応する際に参考にさせていただく。
	<p>②令和2年度 駅館川農地整備事業 下毛2工区他区画整理検討業務 (第3回変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初の契約額に対して変更増額がかなり大きい案件であるが、業務開始後に判明した不測の事態により金額の増額が必要となった場合、いくらでもそのまま同じ事業者でやることでよろしいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 変更金額の上限は設けられていない。 事業所で発注する場合、1件の変更予定価格が5,000万円を超えて、かつ、変更増減額が当初の契約金額の30%を超える場合においては、支出負担行為担当官の承認が必要となるが、今回は該当していない。
	<p>(3) 抽出物品・役務等</p> <p>①令和4年度九州農政局福岡市庁舎外7庁舎で使用する電気の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約者のB社は新電力の会社と思うが大丈夫か。新電力は問題とかあるので伺いたい。 また、調査されていることがあれば併せて教えてほしい。 万が一、破綻したらどうなるのか。 その場合、新たに九州電力と随意契約を締結するのか。 契約内容は新たに結ぶのか。 最低落札方式は、2者いたら金額の低い方をとるが、最低価格落札方式を採用した理由は何か。 これまでの契約も最低価格落札方式としているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に調査はしていない。 競争入札参加にあたっては、必要な資格を有していることを確認している。 競争入札参加時において経営状況の確認を行うものではない。 契約の継続が出来ない場合は九州電力と契約することになる。 然り。 新たな約款で契約する。 企画競争方式などになじまないの一般的な落札方式としている。 これまでの契約方式も同様である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の落札業者は何処か。 ・今回、九州電力が辞退した理由は何か。 ・それ以上は聞けない仕組みか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力である。 ・会社の都合と聞いている。 ・然り。
	<p>②令和4年度複合機の保守業務 (コニカミノルタ社製)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間使用予定枚数の計算方法はどのようにしているのか。 ・算出方法は、各事業所によって違うのか。計算式はあるのか。 ・実績を基に計算することで了解した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの実績を基に予定枚数を算出している。 ・4月から9月の実績から計算している。
	<p>3. 再度入札における一位不動状況について</p> <p>意見・質問なし。</p>	
	<p>4. 指名停止について</p> <p>意見・質問なし。</p>	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し	
[これらに対し部局長が講じた措置]	無し	

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。